

## 諮問第 24 号の答申

## 「指数の基準時に関する統計基準」の設定について(案)

本委員会は、「指数の基準時に関する統計基準」の設定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

## 1 設定の適否

「指数の基準時に関する統計基準」については、諮問案により、統計法第 28 条第 1 項に基づき統計基準として設定することは差し支えない。

## 2 理由

## (1) 統計基準としての設定

指数の基準時の更新周期、時点及びウェイトの対象年については、これらが指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間で当該更新周期等をそろえるための統一的な基準を設けることが重要である。

このため、昭和 56 年の統計審議会の答申（「諮問第 185 号 指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和 56 年 3 月 20 日））において指数の基準時に関する統一的な基準が示され、以後、公的統計である各指数の基準時の更新に広く適用されてきた。

また、指数の基準時に関する統一的な基準をあらかじめ明示しておくことは、個々の指数の作成における恣意性を排除し、客観性を確保する効果も期待される。

こうした観点から、指数の基準時に関する統一的な基準については、公的統計の統一性、総合性を確保するために有効な技術的基準であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項の統計基準の要件に該当するものと考えられる。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）においても、新たに統計基準として設定することとされているところである。

したがって、指数の基準時に関する統一的な基準を、統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準として設定することは適当である。

## (2) 諮問案の内容

## ア 指数の基準時の原則

指数の基準時については、五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とすることとしている。これについては、次の理由から適当である。

① 指数は、主として企業の生産活動、国民の消費行動等に係る中期的な動向等の

分析に利用されるものであり、基準時が長期間更新されず、その時点が著しく古い時期になると利便性が損なわれることから、基準時を定期的に更新する必要があること。

- ② 基準時の時点については、指数の効果的な利活用のためには、観察時の指数の動向のみならず、基準時における産業構造等に関する情報を把握しておく必要があり、当該情報を提供するデータの多くは、その対象年が西暦年数の末尾が0又は5である年であること。
- ③ 基準時の更新周期及び時点については、昭和56年の統計審議会答申においても本諮問案とほぼ同じ基準が設けられ、以後、これに基づいて各指数の基準時の更新が円滑に行われてきたこと。

## イ ウェイトを固定する指数

### (ア) ウェイトの算出

ウェイトを固定する指数については、基準時である年のウェイトにより算出することとしている。これについては、次の理由から適当である。

- ① 指数とは、基準時である年から観察時点までの財・サービスに係る価格（数量）変化を表示するものであり、その際、財・サービスが多数の場合には、基準時である年のウェイトを用いて個々の品目等の変化を平均化する処理を行っている。このため、指数算出に基準時である年以外の年のウェイトを用いると、指数が当該変化を適切に示すものにならなくなること。
- ② 上記①のことから、實際上、公的統計である指数（ウェイトを固定するものに限る。）は基準時である年のウェイトにより算出されている状況であること。

### (イ) 基準時である年のウェイトを設定できないケースへの対応

やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認することとしている。これについては、ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等によりウェイト設定ができないケースが生じる可能性があることから、やむを得ない。

また、基準時の更新の保留により基準時が原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施することとしている。これについては、基準時の原則の実効性を確保するために必要なものであることから、適当である。

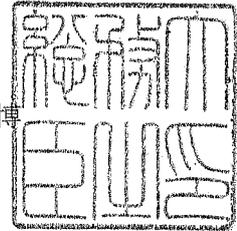
## ウ 基準時を更新した場合の利便確保措置

基準時を更新した場合は、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施することとしている。これについては、新指数と旧指数のリンクによる接続指数の公表等の措置は、指数の時系列比較など指数利用者が利用可能な情報の増加等に寄与するものであることから、適当である。

総政企第18号  
平成22年1月25日

統計委員会委員長  
樋口美雄 殿

総務大臣  
原口 一博



諮問第24号

「指数の基準時に関する統計基準」の設定について（諮問）

標記について、別紙のとおり設定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第28条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

(「指数の基準時に関する統計基準」の設定について)

## 1 指数の基準時に関する統計基準の目的等

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために、基準となる時点（以下「基準時」という。）を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものである。

また、指数は多数の財・サービスの価格（数量）変化を平均的に表示する必要があることから、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均した総合指数の形式を採っている。

社会経済状況が短期間に大きく変化する中で、基準時を長期間固定すると、指数により現実の実態の変化を的確に表示することが難しくなる。また、総合指数のウェイトを長期間固定したままにすると、消費構造や産業構造の変化に伴い個々の財・サービスのウェイトが大きく変化してしまった場合は、総合指数が現実の実態から乖離してしまう。このため、指数の正確性の確保を図ることを目的として、定期的に基準時及びウェイトを更新するための基準を設けることが必要である。

さらに、これらの更新に当たっては、基準時及びウェイトの対象年が指数ごとに異なると各指数間の相互利用や比較等に支障が生じる恐れがあることから、各指数間の統合性及び統一性の確保を図ることを目的として、各指数間でこれらの時点をそろえるための基準を設けることが必要である。

## 2 指数の基準時に関する統計基準を設定する理由

指数の基準時及びウェイトの更新については、昭和56年の統計審議会の答申（「諮問第185号の答申 指数の基準時及びウェイト時の更新について」（昭和56年3月20日））において示された基準により、各指数とも統一的に原則として5年ごとに更新を行うこと及び基準時は西暦年の末尾が0又は5の付く年、ウェイトは基準時と同年又はその近傍の年のものに定期的に更新するとされ、以後、これに沿って、公的統計である各指数（ウェイトを毎年更新する連鎖指数等を除く。）の基準時等の更新が行われてきており、上記統計審議会の答申の考え方は、現在も指数間の相互利用や比較対照等の観点から依然として重要なものである。

このような観点から、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準を新たな統計基準として設定し、平成21年度中に公示することとされている。

## 3 今回定めようとする指数の基準時に関する統計基準の内容（案）

今回、統計法に基づく統計基準として定めようとする「指数の基準時に関する統計基準」は、昭和56年の統計審議会の答申において示された基準を基に、その各府省におけるこれまでの運用実績等を踏まえつつ、現行の統計法との整合性の確保等の観点から見直しを行った別紙のものとした。

## 指数の基準時に関する統計基準（案）

### 1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。

### 2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

### 3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

### 4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

## 「指数の基準時に関する統計基準」案の概要

## 「指数の基準時に関する統計基準」とは

指数とは、異なった時点間における価格、生産量等を比較するために基準となる時点を100として他の時点における統計数値を相対的に表したものであり、この基準となる時点を「基準時」という。

また、指数は、個々の品目等に対してその重要度に応じた係数を与え、その係数をウェイトとして加重平均した総合指数の形式を採っている。

「指数の基準時に関する統計基準」とは、この基準時の更新期間、時点及びそれとウェイトの年次との関係等に関する基準を定めたものである。

## 「指数の基準時に関する統計基準」案の概要

指数の基準時及びウェイトの更新については、昭和56年の統計審議会答申において基準が示され、以降、これに沿って、公的統計である各指数の基準時等の更新が行われてきている。

## 「指数の基準時に関する統計基準」(今回諮問案)

- 指数の基準時は五年ごとに更新し、西暦年数の末尾が0又は5である年とすることが原則。
- ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出。
- やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できない時は、ウェイトが設定できるまで基準時の更新を保留することを容認。この場合、基準時が上記原則の年次以外の年となる時は、その後の指数の基準時をできるだけ速やかに原則どおりの年次となるよう適切な措置を実施。
- 基準時等を更新した場合、新指数と旧指数のリンクなど利用者の利便を確保するための措置を実施。
- 基準時について、法令の定め又は法令に定める手続きがある時は、これらに従って対応。

## 「指数の基準時に関する統計基準」に係る新旧基準対照表

今回の基準案	昭和56年の統計審議会答申による基準	変更理由
<p><u>1 指数の基準時の原則</u>            指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が0又は5である年とする。</p> <p><u>2 ウェイトを固定する指数</u>  <u>(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。</u></p> <p><u>(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が0又は5である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに1の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。</u></p> <p><u>3 基準時を更新した場合の利便確保措置</u>            指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>4 その他</u>  <u>指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。</u></p>	<p>1. 指数の基準時は、<u>原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする（この原則は昭和55年より適用される。）</u>  <u>ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年（複数年を含む。）を採ることとするが、指数算出に当たっては方法論的扱いが定まっているパーシェ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。</u></p> <p>2. 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他については、<u>利用上不便のないよう十分適切な措置を講じることとする。</u></p> <p>3. <u>基準時又はウェイト時について、前記1.の原則を適用することが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。</u></p> <p>4. <u>個々の指数の作成、改定等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。</u></p>	<p>○ 指数作成者の利便のため各項の内容を簡潔に要約した見出しを追加（以下同じ）。これに伴い「原則として」を削除。</p> <p>○ 原則の適用開始時期については告示で示すため削除。</p> <p>○ ウェイトを固定する指数については、近年、基準時である年のウェイトにより算出しているため、こうした運用実態を踏まえて、基準時である年のウェイトで算出することを原則とするものに変更。</p> <p>○ ウェイトの算出方法に関する基準は、時系列的な観点からウェイトを固定する指数（ラスパイレズ型指数）のみに必要なものであり、これにパーシェ型指数、連鎖指数等は含まれないため、パーシェ型指数等に関する記述を削除。</p> <p>○ ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により、基準時の更新に必要なウェイトを設定できないケース（ウェイト設定に必要なデータ源である統計調査の実施延期等）が生じる可能性があるため、その際の基準時の例外的な取扱いに関する規定を追加。</p> <p>○ 表現の適正化</p> <p>○ 統計法において、基幹統計に指定された重要な指数については、その作成・変更の際、統計法第9条、第11条又は第26条により統計委員会の審議に付される仕組みとなっているため、これに合わせて表現を変更。</p> <p>○ 上記と同じ理由から削除。</p>

## 第 9 回統計基準部会 議事概要

- 1 日 時：平成 22 年 2 月 4 日（木） 15：00～16：10
- 2 場 所：総務省第二庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者：
  - （部 会 長） 山本 拓
  - （委 員） 井伊 雅子、椿 広計
  - （専 門 委 員） 宇南山 卓、菅野 雅明
  - （審議協力者） 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
日本銀行、東京都、埼玉県
  - （事 務 局） 内閣府：乾統計委員会担当室長  
総務省：佐藤統計審査官ほか
- 4 議 題：
  - (1) 「指数の基準時に関する統計基準」の設定について
  - (2) その他
- 5 審議の概要：
  - (1) 「指数の基準時に関する統計基準」の設定について
    - 事務局から平成 22 年 1 月 25 日（月）の第 30 回統計委員会において諮問された「指数の基準時に関する統計基準」（案）の内容について説明を行った後、審議が行われ、当該案について原案どおり了承された。委員等の主な意見等は以下のとおり。
    - 指数における基準時の 0、5 年について、諸外国でもこの間隔が一般的なのか。諸外国の例を教えてください。
      - 例えば、アメリカでは、1982-1984 年を基準時としている。イギリスの消費者物価指数は、日本と同様 2005 年を基準時としている。
      - 菅野専門委員の問題意識は、基準時というよりもウェイトの更新についての間隔と思うので、その観点から説明すると、アメリカは、2 年ごとにウェイトを更新している。イギリスでは、ウェイトを毎年更新する連鎖型の指数である CPI と、日本と同様ラスパイレス型でウェイトを固定方式とする RPI の 2 種類の指数を作成している。
      - 日本の消費者物価指数は 5 年に 1 回基準時及びウェイトを更新している指数をメインの指数としているが、この公式指数とは別に参考系列として、ウェイトを毎年更新する連鎖指数を公表している。
    - 公式指数であるラスパイレス指数のほかに、連鎖指数を参考系列として併せて公表することは、利用者にとって利便性が向上することから望ましいことであるが、今後どちらを本系列とするか検討する必要がある、その際はユーザーの意見を踏まえ広く議論を行うべきである。連鎖指数をメインとすべきと考えている。

○ 国内企業物価指数においては、参考系列として公表している連鎖指数をみると、連鎖指数において特有に発生するドリフトの問題が出てきており、価格指数の変動が上下に激しい場合には、連鎖指数が必ずしも実態を正しく表しているとは限らない可能性がある。

○ 基準（案）においては消費者物価指数の中間年見直しは、どのように位置付けられるのか。

→ 消費者物価指数の中間年見直しは、ある一定の範囲ではウェイトを固定しており、下位のごく一部の品目変更という限定的なものであるため、「ウェイトの更新」とは見なされないと考えているので、基準案に反するものではない。

## (2) 答申（案）について

事務局から、答申（案）について説明を行った後、審議が行われた。当該案について原案どおり了承され、2月22日（月）開催予定の統計委員会において、部会長から報告することとなった。委員等の主な意見等は以下のとおり。

○ 理由における「総合性の確保」とは、どのような意味か。

→ 統計法の文言を利用したものであり、統計相互の比較可能性の確保を想定したものである。

○ 「基準時を更新した場合の利便確保措置」というのは新指数と旧指数のリンクだけではなく、もっと広い意味を持つものではないのか。関連する情報の積極的な提供なども必要ではないか。

→ そのように考えており、基準の運用に当たっては、指数作成機関において、この点は配慮され、必要な情報の提供が行われるものと考えている。

## (3) その他

委員等から各種指数に対する意見・要望があった。主な発言等は、以下のとおり。

なお、これらの内容に対して、部会長からは、各府省において今後の業務の参考にしてほしいとの発言があった。

○ 消費者物価指数については、これまでどおり基準時を5年に一度更新するものを公式の指数とするのか、それとも連鎖指数の位置付けを今後重視していくのか。

→ 現在、基準改定作業を行っているところであり、現時点で何とも申し上げられない。ユーザーの声をお聞きして考えていきたい。方向性が固まった段階で情報提供を行いたいと考えている。

○ 方向性が固まった際には、今後の検討経過等を含めて、速やかな情報開示をお願いしたい。

○ 連鎖指数は理論的には極めて望ましい性質をもったものとされているが、作成に必要なデータの入手環境等の問題から、ウェイトの更新周期など、理論どおりに作成することは困難である。このため、実現可能な連鎖指数の研究を積み重ねる必要がある。

○ 理論的には望ましいとされている連鎖指数について、鉱工業指数に連鎖指数を採用している諸外国の例もあることから、現在、連鎖指数導入の検討を行っているが、実

務面では各種の課題がある。今後検討を進め、ユーザーのニーズも踏まえながら必要な情報発信を行っていきたいと考えている。

- 企業物価指数においては、固定ラスパイレス方式の指数に加えて連鎖指数を参考系列として月次で公表しているが、このように固定ラスパイレス方式と連鎖方式の指数を両方公表しているのは管見の限りでは日本だけであり、情報提供という意味では進んでいるものと考えている。

以 上

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>